

## 平成 30 年度税制改正と計画作成

### 1. 平成 30 年度税制改正における計画作成

平成 30 年度税制改正が成立しましたが、その中で経営力向上計画及びその改正が従来以上に存在感を増しています。

関係する点は主に 2 点です。

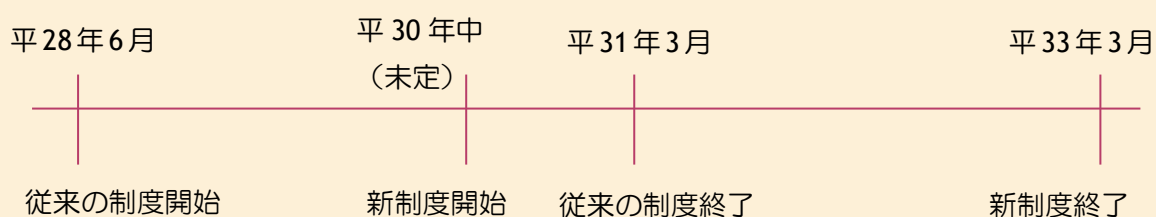
- 固定資産税の軽減
- 所得拡大税制の追加優遇

### 2. 固定資産税の軽減

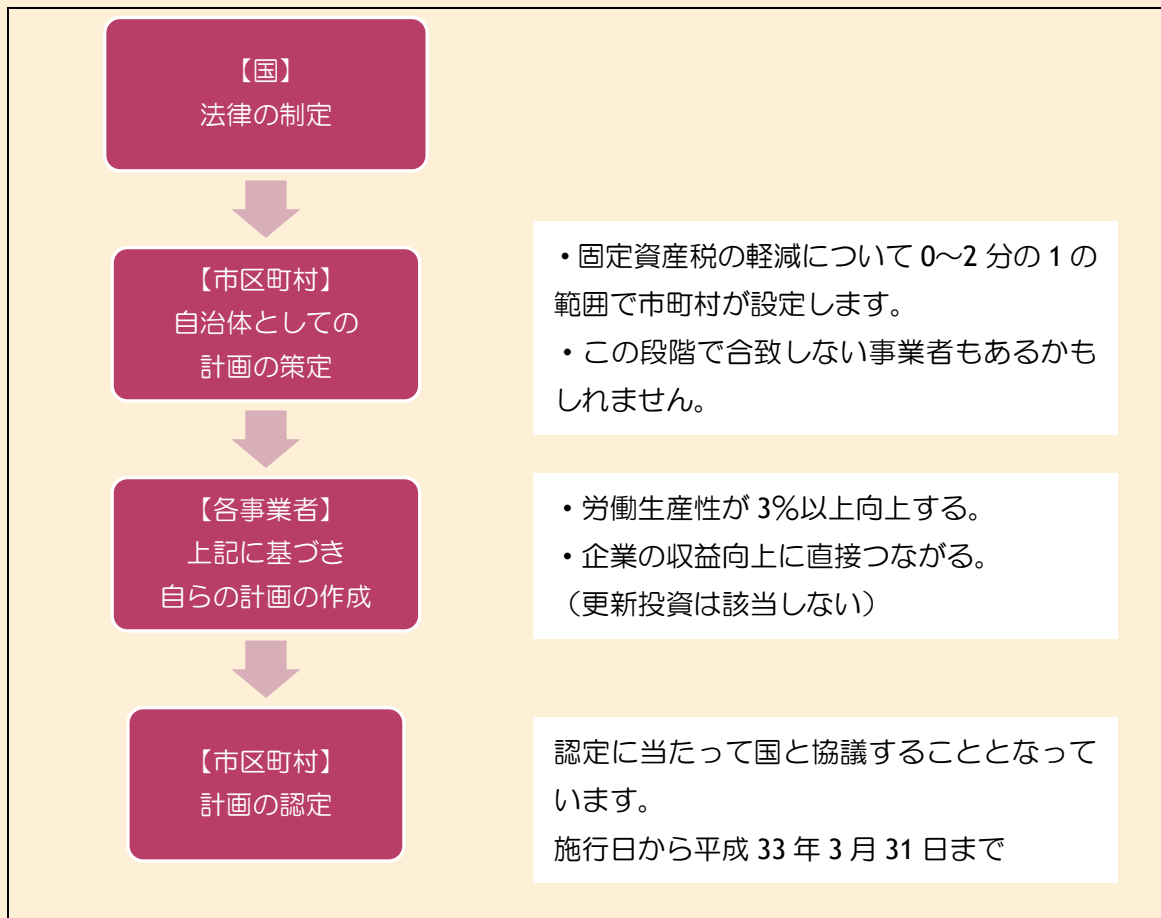
固定資産税の軽減については、従来は中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の作成及び承認により行われてきました。

しかし、新たに「革新的事業活動による生産性の向上のための臨時措置法」(以下、「新法」という。)が施行予定となっており、今後はこちらの法律に基づき先端設備等導入計画を作成し、認定を受けることにより、固定資産税の軽減を受けることができます。

なお、従来 of 経営力向上計画の固定資産税の優遇措置については、元々の適用期限が平成 31 年 3 月 31 日までとなっており、同期限をもって終了となる予定です。



固定資産税の軽減についての、具体的な流れとしては次のとおりです。



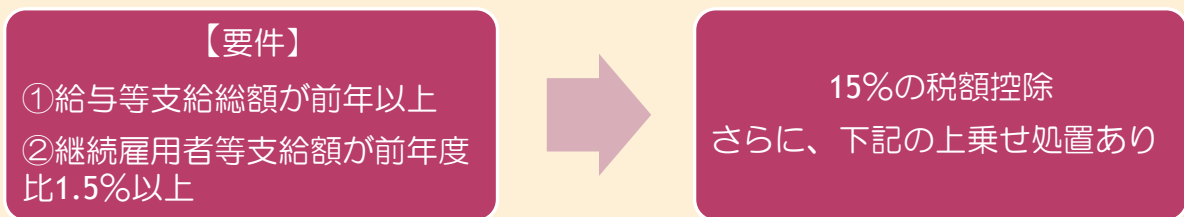
改正前後の比較は次のとおりですが、有利になるケースもあれば、従来なら受けられたものが受けられなくなるということも考えられます。

	従来	新制度
軽減	2分の1	0~2分の1
対象事業者	地域と業種で判定	市区町村の計画による
対象設備	およそ画一的に決定	市区町村の計画による

### 3. 所得拡大税制

平成 30 年度税制改正により、大企業と中小企業で制度が分かれることとなりました。

その中で、中小企業で、かつ、同制度の上乗せ措置を使う場合に、経営力向上計画の作成が必要となる場合があります。



【上乗せ処置】

上記②が 2.5%以上で、次のいずれかを満たすもの

- 教育訓練費が 10%以上増加
- 経営力向上計画の認定

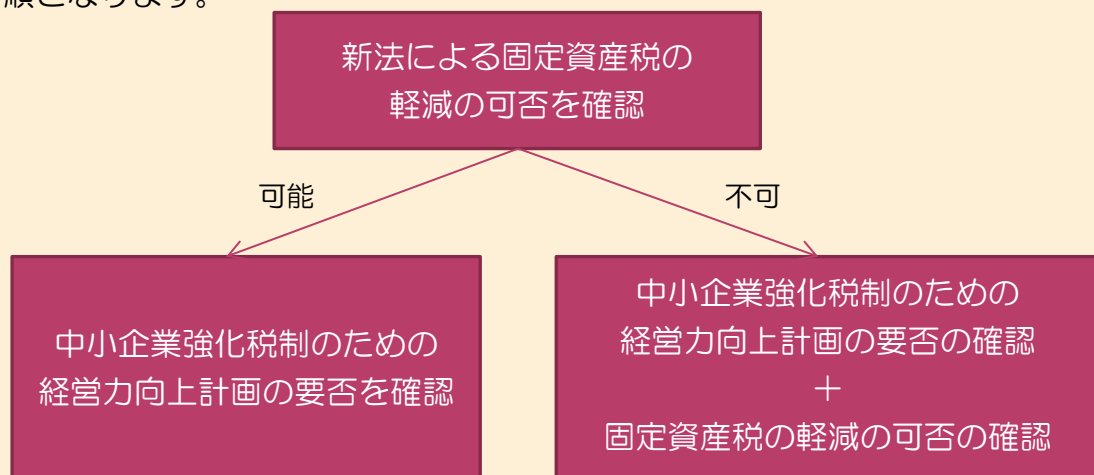
なお、経営力向上計画が通常1 か月にかかることがあるので、決算の2 か月前の時点で、ある程度の目途を付けておく必要があります。

4. 全体の仕組み

経営力向上計画については、上記以外に中小企業強化税制（固定資産の取得の際の即時償却及び 10%控除）などでも利用されています。

従来であれば、資産を取得した際に、各要件を満たせば、経営力向上計画の認定により法人税（又は所得税）及び固定資産税の優遇を同時に受けることができました。

今後については、基本的には新法に基づく固定資産税の方が有利で、かつ、平成31年3月31日までは従来の制度も存在しているため、次のような判定手順となります。



また、そもそもですが、中小企業強化税制も差し当たって平成31年3月31日までとなっているので、来年度以降は改めて制度全体を確認する必要があります。